

岩槻区誕生２０周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、岩槻区誕生２０周年記念ロゴマーク（以下「岩槻区２０周年ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(岩槻区２０周年ロゴマークデザイン等)

第２条 岩槻区２０周年ロゴマークの形状及び色彩は、別に定める岩槻区誕生２０周年記念ロゴマークデザインマニュアルのとおりとする。

(使用できる者)

第３条 何人も岩槻区２０周年ロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 営利を目的として使用する場合
- (2) さいたま市（以下「市」という。）の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのある場合
- (4) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適當と認められる場合

(使用手続)

第４条 前条本文の規定にかかわらず、岩槻区２０周年ロゴマークを使用する場合には、あらかじめ岩槻区誕生２０周年記念ロゴマーク使用承諾申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、岩槻区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。ただし、市がその業務のために使用する場合はこの限りでない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、岩槻区20周年ロゴマークの使用を承諾するものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは岩槻区誕生20周年記念ロゴマーク使用承諾通知書（様式第2号）を、当該承諾をしなかったときは岩槻区誕生20周年記念ロゴマーク使用不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（承諾内容の変更）

第5条 岩槻区20周年ロゴマークの使用承諾を受けた者（以下「受諾者」という。）が、承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、岩槻区誕生20周年記念ロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合、変更の内容が第3条各号のいずれかに該当する場合を除き、岩槻区20周年ロゴマークの使用の変更を承諾するものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは岩槻区誕生20周年記念ロゴマーク使用変更承諾通知書（様式第5号）を、当該承諾をしなかったときは岩槻区誕生20周年記念ロゴマーク使用変更不承諾通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（使用の終了）

第6条 受諾者は、承諾された内容に関して、使用を終了したときは速やかに、岩槻区誕生20周年記念ロゴマーク使用終了報告書（様式第7号）を区長に提出しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第7条 岩槻区20周年ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、岩槻区誕生20周年記念ロゴマークデザインマニュアルに定めるデザインを使用

しなければならない。

2 受諾者は、前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第4条第2項及び第5条第2項の規定による承諾を受けた用途のみに使用すること。

(2) 市が行う実績把握に協力するため、任意の様式で実績報告を行うこと。

3 区長は、前2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、岩槻区20周年ロゴマークの使用について条件を付することができる。

(権利設定の禁止)

第8条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受諾者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第10条 区長は、使用者（受諾者を除く。）が第7条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱の規定に違反したときは、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができる。

(受諾者の違反等に対する取扱い)

第11条 区長は、受諾者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、その承諾を取り消すことができる。

(1) 第7条に定める事項を遵守しなかったとき

(2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき

(3) その他この要綱の規定に違反したとき

- 2 区長は、前項の規定により承諾を取り消された者に対して、岩槻区誕生20周年記念ロゴマーク使用承諾取消通知書（様式第8号）を速やかに交付しなければならない。

（損失等の責任）

第12条 市は、岩槻区20周年ロゴマークの使用の承諾又はその取消しに起因する事故、損害等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、岩槻区20周年ロゴマークを使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。

- 3 使用者は、岩槻区20周年ロゴマークの使用に際し、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、速やかに市に賠償しなければならない。

（使用期間）

第13条 岩槻区20周年ロゴマークの使用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、市がその業務のために使用する場合はこの限りでない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、岩槻区20周年ロゴマークの取扱いに関する必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月5日から施行する。